

【資料B】

犯罪被害者訪問記録用紙及び保護申請関連書類書式

(財団法人犯罪被害者保護協会板橋事務所)

一部記入例

訪問記録

保護申請書

犯罪被害者保護通知書

検死証明書

保護者法律協力申請書

財団法人犯罪被害者保護協会

台灣板橋事務所

訪問記録

被害者氏名 李_____

ボランティア

スタッフ氏名 李_____

受付期日 2002年7月2日

返信期日 _____年 月 日

(ボランティアスタッフにより記入すること)

事務所住所：土城市青雲路138号 担当者及び電話番号 楊幹事千 (02) 22741×××

1. 訪問日時 2002年7月3日15時00分
2. 被害者との連絡方法 台北県蘆洲市
電話番号_____ 携帯_____ 連絡者_____
3. 訪問受入者 氏名 楊_____ 被害者との関係 夫婦
*被害者側訪問の優先順位は、重傷事件については被害者本人、死亡事件については被害者の配偶者、被害者の父母、被害者の子女の順とする。上記の者が応じられない場合は、事件の事情に詳しい者とする。
4. 被害事件 事件発生時刻 2002年6月20日(死亡時刻 2002年6月20日)
の状況
被害原因 交通事故 殺人○ 射撃 傷害 業務上過失
事故災害 其の他
- 被害発生場所 台北県 市 五股 郡 鎮 市 区 五工一路
- 被 害 程 度 死亡○ 重傷(明らかに刑法第十条の規定に当たる者)
重傷に準ずる者(重傷として認めがたい)
5. 被害者状況 被害者氏名 李_____ 性別 男○ 女
身分証明書番号F_____ 生年月日 1952年 月 日
本籍 台北県蘆洲市_____ 現住所と同じ
住 所
被害前勤務先_____ 平均収入_____
- 被 害 者 の
家族扶養状況 家計前面負担○ 部分負担 負担なし
6. 加害者状況 氏名
身分証明書番号
生年月日
住所・電話番号
被害者との関係
7. 被害者家系図

8. 保護を受ける

者の家族状況	身分証明証	平均	家計	居住
続柄 氏名	番 号	生年月日	現職	収入 負担 形態
妻 楊 _____	A _____	1953年 8月 22日		同居
長女 李 _____	F _____	1982年 11月 13日		//
次女 李 _____	F _____	1984年 12月 28日		//
長男 李 _____	F _____	1990年 2月 24日		//

9. 司法手続
の進行状況

刑事 告訴 開廷 起訴 開廷 判決 上訴 執行

訴訟

民事 調停 告訴 附帯民事 開廷 判決 上訴 執行
訴訟

弁護士を依頼しているか 依頼している 依頼していない◎

加害者の資産調査に協力する必要があるか 必要◎ 必要なし

*民事、刑事訴訟の進行状況、段階、期日、裁判所の種類、回数、金額、結果等の関係事項を上記に記入する。

10. 求償状況 項 目 現 況 項目 納付金額

加害者賠償 調停前◎ 調停成立

調停不成立

社会保険A 未申請◎ 申請中 納付済

社会保険_____ 未申請 申請中 納付済

犯罪被害補償金 未申請 申請中 納付済

其の他_____

*被害者本人或いは遺族は下記の社会保険を申請する場合には、ローマ字記号で上記の欄に記入する。 A 「労災保険」、 B 「公務員保険」、 C 「私立学校教職員保険」、 D 「軍人保険」、 E 「農民健康保険」、 F 「学生団体保険」、 G 「強制自動車責任保険」

1 1. 被害者住居環境 住宅形態 五階建てマンション (ボランティアスタッフが調査して記入する)

所有権の 持ち家○ 公団
形態 賃貸 其の他_____

1 2. 被害者の経済状況 世帯平均収入(月) 60,000元
世帯平均支出(月) 40,000元
低収入証明書があるか
生活保護証明書 低収入証明書 每月の補助金収入_____
全てなし○ 申請中

1 3. 対象者の安全状況 事件後、対象者は身体上の安全面で不安があるか
ある○あると答える人は次に記入しなさい ない

事務所は警察と共同で安全確保の措置を施す必要
があるか
必要 不必要 どちらでもよい○

1 4. 対象者の身体・心理・感情状態

重傷事件 対象者の生理、心理、医療及び健康回復状態を簡単に
述べなさい。

状況_____

身体障害者手帳があるか

ある 等級_____ 種類_____ ない 申請中

対象者のうち 事件後、事件により生理・心理・情緒等に不安のある
人はいるか。

いる○ 氏名 楊_____ 状況 感情不安定
いない

対象者への質問や、観察等で現状を把握し、本項目を記入すること。
状況の欄には対象者の現在の生活の様子、生活の場所、感情
が安定しているか、生活を手伝う必要があるか等を記入すること。

1 5. 訪問が終了した時間 2002年7月3日15時40分

見舞金の支給 事務所は見舞金として4,000元を支給する。

ボランティアスタッフは被害者側に領収書のサインを
もらい、その他の書類に記入等の手続をしてもらう。

1. 被害者が必要とする援助 遺体収容 医療 法律上の援助◎ 補償申請◎
社会生活上の援助 調査協力◎ 安全保護
カウンセリング 社会復帰 委託管理
緊急融資 就職援助 就学援助 其の他_____

2. ボランティア

スタッフの意見

1. 訪問対象者の楊氏は被害者である李氏とは夫婦関係にある。
2. 楊氏によると、加害者の家族は見舞や謝罪等を行っていないようであり、加害者家族に面談できるよう協会に協力を要請している。
3. 楊氏は保釈金によって加害者が保釈され、本人及び家族に脅迫することを恐れている。
4. 楊氏は社会の暴力事件に憤慨し、情緒が不安定である。

加害者は被害者の部下の工具であると楊氏は疑っている→鋼材輸入

そのほか、株式投資

3. 事務所処理事項

主任（責任者）	幹事	書類作成

犯罪被害者保護協会台湾板橋事務所

保護申請書

2002年7月1日

氏名 楊_____

生年月日 1953年_____

身分証明書番号 A_____

住所 蘆洲市_____

電話番号 _____

被害者との関係 本人 父母 配偶者 子女 祖父母 孫 兄弟姉妹

現在の状況 被害者の李氏は2002年6月20日に人に殴打され殺害された。
被害者には配偶者のほか子供が3人いる。(全員就学中20才、18才、
13才)

配偶者側 遺体収容 医療◎ 法律上の援助 補償申請

必要援助項目 調査協力 社会生活上の救助 安全保護 カウンセリング

社会復帰 委託管理 緊急援助 就職援助 就学援助 その他

確認・指示

今後の予定 1.ボランティアスタッフは被害者の配偶者を訪れ、規定により見舞金として4000新台灣ドルを支給してよいか。
2.会計師幹事の劉責任者を訪問。

台灣板橋地方裁判所檢察署犯罪被害者保護通知書

2002年6月26日

____課

被害者氏名 李_____
生年月日 1952年_____
被害日 2002年6月20日
被害者死亡原因 刃物で殺害
家族氏名 楊_____ 1953年8月22日生
関係 妻
連絡住所 蘆洲市
電話番号 (02)_____
被害者保護法が
適用されるか 適用あり 適用無し

※ 犯罪被害者保護事業を順調に行うため、書記官各位は関係書類を漏れなく、
記入するようお願いします。

台灣板橋地方裁判所検察署検死証明書

91石字第_____号

1. 氏名 李_____
2. 性別 男 女
3. 身分証明書番号 F_____ 病院番号_____
4. 現住所 台北県蘆洲市
5. 生年月日 民国 前後 1952年12月20日 (生後一週間未満の乳児は
生まれた時刻を記入すること)
6. 死亡年月日・時刻 2002年6月20日 午前7時30分
7. 死亡場所 病院へ向かう途中
病院 診療所 助産室 自宅 其の他
8. 死亡の形態 病死・自然死 事故死 自殺 他殺 未確認
9. 死亡者職業 勤務先・職業 職種・職位 職業番号
商業
10. 死亡者婚姻状況 未婚 既婚 離婚 配偶者死亡 不詳
11. 死亡原因 1. 直接死亡を起した病気 甲 解剖検査中
ある場合 (上述の死亡 乙 (甲がある場合)
原因になる病気)
丙 (乙がある場合)
2. 死亡に影響を与えるほかの病気或いは身体欠陥
(但し、死亡に関係ある病気を除く)
発病から死亡までの間の概略時間
- 火葬 許可 不許可

注意事項：検察官の許可なく火葬してはいけない。

財団法人犯罪被害者保護協会
台灣板橋事務所保護者法律協力申請書

書類番号_____

申請者 楊_____
身分証明番号_____
住所 _____ 市 _____
関係 夫婦
電話番号_____
申請期日 2002年7月24日
被害者 李_____
受理番号_____
事件 殺人

申請者の要望事項

- 加害者戸籍を調査要請◎
事件の処理進行状況
法律援助の要請（面談）
被告人の保釈状況、子供の安全の確保◎

地方検察署担当係の処理意見

被告人である莊氏は男性、1978年生れ。本件は5年以上の懲役に当たる行為である。莊氏は犯行の全容を認めておらず、現在拘置中である。

課別_____
公印

本事務所処理意見
検察署担当係に送り処理を求める。

資料3. 「犯罪被害者等給付金支給法」(日本)と、「犯罪被害者保護法」(台湾)との比較

	犯罪被害者給付金等支給法 1980	改正「犯給法」(2001)	台湾犯罪被害者保護法(1998)
目的	・犯罪被害者に対する、国による給付金支給についての規定	・犯罪被害者への給付金支給と、事件後早期の援助についての規定	・被害者の保護と、国民の権益保障及び社会安全促進のための規定
監督	・国家公安委員会(警察)	同左	・検察庁(犯罪被害者補償審議委員会)
財源	・国費(警察法第37条)	同左	・法務省予算 ・刑務作業労作金の一部 ・犯罪者の不法所得の没収金等
裁定	・公安委員会は、申請受理後速やかに裁判を行わなければならない	同左	・審議委員会は、申請受理後3カ月以内に決定を文書で行われなければならない
国求の 債権	・国は、給付金を支給した限度内で、被害者の損害賠償請求権を取得する。	同左	・国は、補償金額の範囲内で、加害者に対する求償権を有する(12条) ・検察官は求償権保全のため加害者の財産仮差し押さえ申請が出来る。(第27条)
訴訟支援			・被害者の訴訟費用の納付を猶予 ・被害者は、借り差し押さえに要する担保金の代わりに、保護機関発行の保証書を提示すればよい。
	犯罪被害者給付金等支給法(2001年改正)	台湾犯罪被害者保護法(1998)	
被害者支援関連項目	<p>第22条(被害者への援助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察は、犯罪被害等の早期の軽減に視するための措置として、被害者に対し、「情報提供」、「助言・指導」、「警察職員の派遣」、その他必要な援助を行うよう努めなければならない。 ・国家公安委員会は、これに必要な指針を定める。 ・警察本部長等は、これに必要な、関連機関との連携、調和の確保に努めなければならない。 <p>第23条(犯罪被害者等早期援助団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定: 公安委員会は、犯罪行為発生後速やかに被害者を援助することで被害の早期軽減に視することを目的に設立された非営利の団体を、適切と認める場合には、申請に応じて「犯罪被害者等早期援助団体」として指定することができる。犯罪被害者等早期援助団体は、次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○被害者援助の必要性についての広報、啓発 ○犯罪被害者の相談に応ずること ○犯罪被害給付金の申請の補助 ○物品供与・貸与、役務提供等による被害者援助 ・情報提供: 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、必要な限度内で、被害者の了承を得た上で、被害者及び被害の概要について情報を提供することができる。 ・公安委員会は、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体の運営の改善を命じたり、指定を取り消したりすることができる。 ・犯罪被害者等早期援助団体の職員は守秘義務を負い、関連機関の活動に配慮し、連携を図ること。 	<p>第29条「((財)犯罪被害者保護協会)の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者またはその遺族の生活を立て直すため、法務省は内務省と協同で、犯罪被害者保護機関を設置しなければならない。 ・犯罪被害保護機関は財団法人とし、法務省の指導監督を受ける。設立登記前には法務省の許可が必要であり、その組織、業務内容及び管理規則については、この法律によるほか、設立の準則により定める。 ・犯罪被害者保護機関に関する費用は次のものにて、これにあてる。 <ul style="list-style-type: none"> ①法務省及び内務省の予算 ②私人または団体の寄付 <p>第30条(犯罪被害者保護協会の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者保護機関は、マンパワー、資力及び実際のニーズに応じて、次に掲げる業務に従事することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①緊急の身体、精神医療及び適切な場所への配置についての協力 ②捜査、裁判中及び裁判後の協力 ③補償、社会救助、民事求償などの申請への協力 ④犯罪行為者または法律によって賠償責任負うべき者の調査についての協力 ⑤安全保護の協力 ⑥身体的、精神的治療及び生活の建て直しへの協力 ⑦被害者保護の広報 ⑧その他の協力 	

(本表は、被害者支援にとくに関連深いと感じられる条項を任意に抜き書き、要約して示すものである。なお、ここで犯罪被害者とは、犯罪行為のより死亡した者の遺族または重傷害を受けた者を指す。 文責:山上)